

## WTO一般理事会における日本政府ステートメント（仮訳）

1 本件措置は旧朝鮮半島出身労働者問題とは関係がない。まず第一に、韓国が指摘する措置は輸出管理制度に基づくものであることから、WTOにおいて本件が取り上げられることは適切ではない。この点、韓国が本件を「Export Restrictive Measure by Japan」と登録しているが、問題となっている措置は「Export Control」であり、議題のタイトル自体が不適切である点を指摘したい。そもそも輸出管理は安全保障の観点から関連物資・技術等の拡散を防ぐことを目的としている。我が国のみならず、韓国も含む多くの国々が、国際枠組みに基づいて、実効的な輸出管理を実施すべく必要な見直しを不断に行っている。今回の措置はこうした我が国の輸出管理の運用見直しの一環。

2 したがって、WTOにおいてこのような輸出管理制度に基づく措置を議論することは適切ではないものの、韓国から議題登録があったので敢えて今回の見直しの背景を述べれば、以下のとおり。韓国向け輸出については韓国における輸出管理制度や運用に課題があったものの、当局間で意見交換を行うなどにより、韓国側が制度等の改善に取り組み、適切に制度を運用することを信頼して、2004年から我が国の自主的な措置として、輸出手続の簡素化措置をとっていた。他方、近年は日本の当局からの協議申入れにもかかわらず、過去3年間にわたり、そうした意見交換の機会が設けられていない状況が続いたこと、加えて韓国に関連する輸出管理をめぐり不適切な事案が発生したことから、今般、簡素化措置を通常の手続に戻す決定をしたものである。

3 特定の国向けの輸出への簡素化措置の付与等については、各国の裁量の下で適切に運用されており、必ずしも全ての国から同様に扱われているわけではない。

4 9日に開催された物品貿易理事会でも述べたとおり、今回の措置は、禁輸ではない。安全保障に関する貿易管理上の懸念を踏まえ、国際ルールに従って行われている我が国の輸出管理制度を適切に実施する上で必要な運用の見直しであり、この観点から、国際的な枠組み上、既に規制対象とされている3品目を含め、従来韓国向けの輸出に対して実施してきた手続の簡素化を通常の手続に戻すものであり、WTO協定にも整合的である。

5 韓国側は今般の措置が自由貿易体制への逆行であるとの発言を行っているが、軍事転用可能な機微な品目・技術について何ら管理することなく無条件で取

引することが自由貿易を意味するものではない。我が国も含めて責任あるWTOメンバーが輸出管理を行うことをもって「自由貿易に逆行」との指摘は当たらない。

6 また、韓国は、今回の見直しについて、安全保障に関する貿易管理上の観点よりも、今回の見直しが世界のサプライチェーンに悪影響を及ぼす等の経済的側面に重きを置いて主張をおこなっている。韓国のこのような議論は我が国の措置について誤った認識を生じせしめるものであり、また、安全保障のための輸出管理の見直しという本来の論点を経済上の利益の論点にすり替えて曖昧にするものであり、受け入れられない。なお、審査の結果、軍事転用等の懸念がなければ、輸出は許可されることを改めて強調したい。